

富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長



「令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用
に係る特例措置について

平素は、本県農林水産行政について格段のご協力を賜り心から感謝申し上げます。
つきましては、国土交通省より「『令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務
単価について』の運用に係る特例措置について」（令和 2 年 2 月 14 日付け国地契第
41 号ほか）が通知されたことに伴い、農林水産部所管の工事においても下記のとおり
運用することとしたので、参考までに送付します。

記

1 特例措置の内容

「令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 2 年 2 月
14 日付け元農振第 2833 号）により令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務
単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、平成 31 年 3 月から適用した公
共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して富山県の全職種単純
平均で 0.58%上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、以下の特例措置（１）、（２）を定め、
工事の受注者に対し請負代金額の変更契約を行うものである。

特例措置（１）

・令和 2 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の算出にあた
って旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代
金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約時点の落札率

特例措置（２）

・令和２年２月２９日以前に契約を締結した工事のうち、３月１日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第２５条第６項の運用について」（平成２６年２月１７日付け農企第４３号、農整第７９号）１．（１）及び２．から９．まで（５．（３）を除く。）の規定を準用するものとする。

２ その他

落札者決定通知後の工事にあっては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあっては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。